

# 催物開催届出書

劇場等以外の建築物その他の工作物において、演劇や映画その他の催物（音楽、スポーツ、演芸または観せ物を公衆に見せ、または聞かせるもの）を開催しようとする場合、その催物の開催者（主催者）は、あらかじめ届出が必要です。

なお、催物の規模によっては事前相談が必要です。

## 届出・申請方法

| 窓口及び郵送                       | 電子申請 |
|------------------------------|------|
| 消防本部予防課または<br>管轄の消防署・各分署で受付可 | 可    |

## 届出先及び届出・申請手順

### ●届出先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

### ●届出・申請手順

#### 1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 催物開催届出書
- 開催場所の案内図、平面図（設置された消防用設備等及び避難経路を明示したもの）、催物で使用する部分の詳細図
- 行為内容の詳細
- その他補足資料等

#### ▲注意事項

- ・窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

#### 2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

#### ▲注意事項

- ・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

#### 3. 電子申請する場合【各届出書1部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課ま

たは管轄の消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

#### ▲注意事項

- ・電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

#### 問い合わせ先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

管轄の消防署・各分署については、[管轄署（届出先）一覧](#)でご確認ください。

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署 総合案内](#)でご確認ください。